

民主党 内閣部門会議 税制改正関連団体ヒアリング

2012年8月9日

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

2011年の国民的な寄付広がりを定着へ、寄付税制拡充を！

【認定NPO法人制度の現状（2012年8月1日現在）】

認定NPO法人数267法人（NPO法人全体の0.6%）／空白県13県（全体の約3割）

【2011年の寄付に関する統計結果】

国民の約8割が義援金や支援金の寄付／1世帯の平均寄付額は6,551円（前年比1.7倍）／企業の寄付は約7000億円（前年比3割増）／寄付金控除利用者は121万人（前年比倍増）

◆◆◆ 主要要望事項 ◆◆◆

● 大規模災害時における寄付税制拡充の制度化

1. 東日本大震災で新設された、救援・復興活動を行う認定NPO法人等向け指定寄附金の仕組みを、今後の大規模災害発生時にも迅速に発動するよう法人税法を改正すること
2. 東日本大震災で新設された認定NPO法人等向け指定寄附金制度について、自治体からの条例個別指定（4号指定）で対象とする適用拡充を行い、適用期限も5年延長すること

● 寄附税制の拡充等

3. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、適用下限額（現行：2千円）を撤廃するなど個人向け寄付税制をより一層拡充すること
4. 法人寄附金の損金算入限度額を所得の10%までに引き上げ、現物寄付は全額損金算入可能にするなど法人向け寄付税制をより一層拡充すること

● 認定NPO法人制度の改善

5. 改正NPO法に基づく、新しい認定NPO法人制度において、仮認定申請の経過措置を3年間延長する他、運用の改善を行うこと

【配布資料 一覧】

- 資料1. 要望概要(本紙)／資料2. NPO法人制度の平成25年度税制改正に関する要望書
 資料3. 平成25年度政府予算に関する要望／資料4. 新認定NPO法人制度等の運用改善要望
 資料5. 新聞記事「介護系でも認定NPO法人に(シルバー新報)」「寄付と還付(朝日新聞社説)」
 資料6. 新制度紹介パンフレット「税理士・公認会計士の皆様の専門性を社会貢献に！～認定編～」

NPO法人制度の平成25年度税制改正に関する要望書

2012年8月9日

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

皆様には、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

2001年10月1日から、認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）がスタートして、既に約11年が経過しました。この制度は、市民や企業が、NPO法人にいつでも寄附しやすくするよう税制上の支援を行うもので、日本社会において重要性を増すNPO活動を発展させていくために極めて重要な制度であると、期待しているところです。

昨年度は、寄附金税額控除や新しいパブリック・サポート・テスト（絶対値基準：3千円以上の寄附者が年平均100人以上）などの「新寄附税制」及び、認定機関の地方移管や「仮認定制度」導入などの「改正NPO法（特定非営利活動促進法）」という歴史的な二大改正を実現していただき、心から深く御礼申し上げます。

昨年2011年は、東日本大震災を受けた寄附の広がりや報道量、寄附金額など様々な面で、「寄附元年」だったと言えます。実際に、国民の約8割が義援金や支援金の寄附を行い（株式会社インテージ調査 他）、1世帯当たりの平均寄附額は6,551円（総務省 家計調査）と昨年より1.7倍、企業の寄附は約7000億円（国税庁 会社標本調査）と昨年より3割増と大幅に増加しました。

こうした寄附の盛り上がりを定着させ、国民が官に依存せず、お互いに助け合い・支え合いながら、社会参画を実現していくためには、日本の寄附文化を飛躍的に発展させる必要があります。ぜひ一層の寄附税制の拡充をお願いいたします。

また、改正NPO法は今年4月1日に施行されましたが、全国での普及が遅れており、施行後2カ月間での申請件数は、全国でまだ「22法人（認定申請：16件、仮認定申請：6件）」と非常に低調です。円滑な施行と新制度の普及に向けた問題が発生しております。緊急の制度一部修正か、弾力的な運用を行うなどの運用改善をお願いいたします。

その他、皆様のご尽力で実現した画期的な改正の効果も、より一層高めるため、また、東日本大震災をはじめ、災害時におけるNPO法人の救援・復興活動を支援するため、ぜひ以下の事項を実現していただきたく、要望をいたします。

平成25年度税制改正要望【要望事項 概要】

● 大規模災害時における寄附税制拡充の制度化

1. 東日本大震災で新設された、救援・復興活動を行う認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度を、今後の大規模災害発生時にも迅速に発動できるよう法人税法を改正すること
2. 東日本大震災で新設された認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度について、自治体からの条例個別指定（4号指定）を受ければ適用するなど適用拡充を行い、適用期限も現行から5年間延長すること

● 寄附税制の拡充等

3. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、適用下限額を撤廃し、繰り越し控除制度を導入するなど個人向け寄附税制をより一層拡充すること
4. 法人寄附金の損金算入限度額を所得の10%までに引き上げ、現物寄附は全額損金算入可能にするなど法人向け寄附税制をより一層拡充すること

● 認定 NPO 法人制度の改善

5. 改正 NPO 法に基づく、新しい認定 NPO 法人制度において、仮認定申請の経過措置を3年間延長する他、運用の改善を行うこと

● NPO 法人税制の改善

6. 消費税の増税にあたっては、NPO 法人に十分な配慮を行うこと
7. 「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

● その他の寄附税制の拡充等

8. 認定 NPO 法人への不動産等の寄附は、みなし譲渡所得課税を自動的に適用除外とすること
9. 寄附した相続財産の特例について、適用除外時の課税先を寄附先法人とすること
10. 受取利子・配当等の源泉税は、公益社団・財団法人と同様に非課税とすること
11. 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）税制の拡充を行うこと
12. 地方税においては、用途により不動産取得税・固定資産税は非課税とすること

【要望事項】

● 大規模災害時における寄附税制拡充の制度化

1. 東日本大震災で新設された、救援・復興活動を行う認定 NPO 法人等向け指定寄附金の仕組みを、今後の大規模災害発生時にも迅速に発動できるよう法人税法の改正を行うこと

(所得税・個人住民税・法人税)

- 今後の大規模災害発生時（例えば激甚災害指定時）に、救援・支援活動を行う認定・仮認定 NPO 法人や公益社団・財団法人等に対する指定寄附金制度を迅速に発動できるよう法人税法を改正する（法人税法 37 条第 3 項 2 号ロに「災害救援」を追加する）

【理由】

東日本大震災を受けて、震災特例税制（第 1 弾）の一環として新設された「被災者支援活動を行う認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度（（平成 23 年 3 月 15 日財務省告示第 84 号本文第 2 号）」は、20 法人弱が活用しており、その強力な寄附促進効果から認定 NPO 法人の評価も高いものがあります。しかし、制度創設までに 2 ヶ月弱を要したことや遡及適用ができないこと等に改善を求める声もあります。

さらに日本は自然災害が非常に多い国であり、近い将来、再び東日本大震災レベルの大規模災害が発生する可能性も十分に考えられます。そこで、大規模災害発生時の寄附促進を素早く行うため、上記項目の実現をお願いいたします。

【参考】東日本大震災の被災者支援活動を自ら行う認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度

対象	認定 NPO 法人等、公益社団・財団法人
手続き	所轄国税局長の確認を経て、適用。今年 4 月以降は、所轄庁の確認を経て、適用
実績	認定 NPO 法人においては 17 法人（平成 24 年 8 月 1 日現在）
効果	個人：単なる認定だけなら所得金額の 40% まで控除対象 ⇒指定を受けると控除上限額は 2 倍（80%）まで引き上げ 法人：単なる認定だけなら、損金算入限度率は所得の約 3% 程度 ⇒指定を受けると寄附金額の全額を損金算入可能（限度額なし）

【改正要望事項】法人税法第三十七条（寄附金の損金不算入）の第 3 項（一部抜粋）に「災害救援」（下線部）を追加

二 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものの額

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉、災害救援への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

2. 東日本大震災で新設された認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度について、自治体からの条例個別指定（4号指定）を受ければ適用するなど適用拡充を行い、適用期限も5年間延長すること

（所得税・個人住民税・法人税）

- 東日本大震災の被災地で復興活動を行う NPO 法人について、自治体からの地方税における寄附控除における条例個別指定（4号指定）を受けていれば、法人税法37条第3項2号口の指定寄附金対象とするよう財務省告示を改正する
- 現行の認定 NPO 法人等向け指定寄附金制度の適用対象を、助成活動など間接的な支援活動を行う法人へも拡充し、適用期限（現行：H25年末まで）を5年間延長する

【理由】

東日本大震災の被災地各県では、復興に向けた被災者中心の NPO 法人設立が相次いでいます。これら復興を担う団体の有力な財源は、個人の寄附金や企業からの助成金であり、寄附税制の対象となるかが重要となってきます。しかし、現行の認定 NPO 法人制度では、「初回の実績判定期間は2事業年度」であり、最短でも1年以上かつ2事業年度分の活動実績が必須です。このため、震災を機に設立された NPO 法人が認定申請できるのは、多くの場合2013年4月以降となります。これでは、寄附集めを十分に行えず、復興が遅れる一因とも成りかねません。

最終的には認定・仮認定 NPO 法人の取得を目指すとしても、取得までの1年半～2年間を繋ぐ意味で、指定寄附金による支援が必要です。新寄附税制で導入していただいた、条例による個別指定を受けた NPO 法人向け個人住民税寄附金税額控除の仕組み（通称：4号指定）を活用すれば、一定の信頼性や公正性を担保しながら、対象を拡充することが可能となります。また、いわゆる助成型の団体（被災地の団体へ助成を行う団体）が対象外である点や、復興は非常に長期に渡ることから、平成25年12月末までとなっている適用期限の延長も必要です。

被災者が自らによる復興活動を支援するためにも、ぜひ上記のような、制度の適用拡充と期限延長の実現をお願いいたします。

【参考】現状の指定寄附金制度との比較 ※下線分が要望点

	【現状】認定 NPO 法人向け指定寄附金制度	【要望】現行制度の適用拡充・延長
対象	新旧認定 NPO 法人と仮認定 NPO 法人	新旧認定 NPO 法人と仮認定 NPO 法人 + <u>条例個別指定を受けた NPO 法人</u>
	直接支援活動を行う団体限定	直接支援活動団体+ <u>助成など間接支援活動を行う団体も対象に</u>
手続	国税局長または所轄庁の確認を経て、適用	同左
期限	平成25年12月31日まで	<u>平成30年12月31日まで</u>
備考	指定寄附金対象となるには、「認定・仮認定 NPO 法人」（2事業年度）が前提	設立後間もない NPO 法人であっても、指定寄附金で寄附税制が活用可能

● 寄附税制の拡充

3. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、適用下限額（現行：2千円）を撤廃するなど個人向け寄附税制をより一層拡充すること

（所得税・個人住民税・法人税）

- 給与所得者が年末調整で寄附金控除を行えるようにする
- 所得税・個人住民税における寄附金控除適用下限額（現行：2千円）を撤廃する
- 所得税において、寄附金の5年間にわたる繰り越し控除制度を導入する
- 所得税・個人住民税における寄附金控除適用上限額（現行：所得税は所得金額の40％／個人住民税は所得金額の30％）を引き上げる
- 健康保険料等の算出に寄附金控除を反映させた「課税所得」を用いることとする

【理由】

東日本大震災支援においても、非常に多くの国民が義援金や活動支援金の寄附を行っています。しかし、現在は寄附金控除を受けるためには、給与所得者（サラリーマン）であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。少額寄附を対象外とする適用下限額（足切り金額、現行：2千円）も、税額控除制度導入を受けて、撤廃するべきです。さらに、控除上限額（現行：所得税は所得金額の40％／個人住民税は所得金額の30％）も引き上げる必要があります。

また、現行の方式では、年度末（年末）になって所得が確定してから、やっと寄附金控除の限度額が分かる仕組みとなっています。このため、年度末（年末）にならないと安心して寄附できなくなっています。一方、米国では5年間の繰り越し控除が認められています。より実効性の高い寄附金控除制度に向けて、上記項目の実現をお願いいたします。

加えて、現行の健康保険制度においては、保険料の計算根拠には「課税所得金額」ではなく「（賦課のもととなる）所得金額」が採用されています。給与所得者の場合、一律33万円の基礎控除があるものの、所得税における寄附金控除が考慮されず保険料が計算されてしまいます。このため、所得の大半を寄附した際などは、翌年度に実態と合わない多額の保険料を納付しなければいけません。ぜひとも、上記のような改善をお願いいたします。

4. 法人寄附金の損金算入限度額を所得の10%までに引き上げ、現物寄附は全額損金算入可能にするなど法人向け寄附税制をより一層拡充すること

(法人税)

- 法人寄附金の損金算入限度額を所得金額の10%へ引き上げる（または、法人寄附金に対する税額控除制度を創設する）
- 認定NPO法人等に対する法人の現物寄附は全額損金算入を可能にする
- 法人税において、寄附金の5年間にわたる繰り越し控除制度を導入する

【理由】

最近では「寄附付き商品・サービス（商品価格の数%をNPOなどに寄附するもの）」や企業によるNPOへの助成・寄附も盛んになってきています。しかし、企業等からNPOに対する寄附税制は、特に中小企業の場合、損金算入限度額に問題があります。例えば、資本金1000万円の中小企業が、年間100万円の利益全額を認定NPO法人に寄附したとしても、5万円しか損金算入できません。その結果、決算が損益0となっても30万円近い税金（実効税率30%と仮定）を納付しなければなりません。

また、現在の税法では、自社製品などの現物寄附に課題があり、認定NPO法人に寄附をした場合でも、損金算入限度額の枠内でしか損金として扱えません。一方で、法人税法基本通達にて、不特定/多数の被災者支援への提供は全額損金算入が可能です。また、企業の棚卸資産を廃棄した場合は、全額損金として扱えます。

企業としては、売れ残り在庫等を廃棄した方が、寄付するより有利というおかしな状況が起っています。

また、現行の方式では、年度末（年末）になって所得が確定してから、やっと寄附金控除の限度額や損金算入の限度額が分かる仕組みとなっています。このため、年度末（年末）にならないと安心して寄附できなくなっています。一方、米国では5年間の繰り越し控除が認められています。より実効性の高い寄附金控除制度に向けて、上記項目の実現をお願いいたします。

民間が民間を支える仕組みをより促進し、日本の寄附文化を大きく発展させるためにも、上記項目をお願いいたします。

【参考】現行と要望実現後の寄附金特別損金算入枠の比較

	【現行】現状の特別損金算入枠	【要望】特別損金算入枠の拡充
算式	$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$	$\text{資本金等の額} \times 10\% + \text{所得金額} \times 10\%$
上限額実例※	5万円	110万円

※資本金1000万円、所得100万円の中小企業の場合

● 認定 NPO 法人制度の改善

5. 改正 NPO 法に基づく、新しい認定 NPO 法人制度において、仮認定申請の経過措置を 3 年間延長する他、運用の改善を行うこと

(所得税・個人住民税・法人税・相続税)

- 仮認定申請の経過措置の適用期限（現行：平成 26 年度末まで）を 3 年間延長する
- 事業報告書等提出については、少なくとも今回の改正の経過期間（3 年）では、柔軟な運用を行い、やむを得ない一定期間の遅れは要件に抵触しないことを明確化する
- 法令違反については、「行政庁から法令に基づく改善命令等を受けた事実がある」「登記法令に基づく過料が科せられた事実がある」等、明確に定義付けを行う
- 「資産の総額」の登記義務は、公益社団・財団法人や一般社団・財団法人では登記事項から削除されているため、NPO 法人でも登記事項から削除する

【理由】

改正 NPO 法に基づき、所轄庁（都道府県・政令市）による新しい認定 NPO 法人制度がスタートしました。各地での評価も高く、今回の改正を機に、多くの NPO 法人が認定を目指して動き出しております。一方で、政府や所轄庁にも尽力していただいておりますが、制度改正の周知・広報が充分に行きとどいていないと言いがちな現状です。情報提供が遅れたため、長年活動している団体の中には準備が間に合わず、せっかくの「仮認定」を活用できないという事例が出始めています。

また、認定基準の内、特に基準 6（事業報告書等の提出）や基準 7（法令違反等が無い）について、所轄庁が国税庁以上に厳しい運用を行い始めるなどの影響もあり、このままではせっかくの大改正が台無しになりかねません。長年、社会貢献を頑張ってきた団体を救済するためにも、ぜひ上記項目の実現をお願いいたします。

● NPO 法人税制の改善

6. 消費税の増税にあたっては、NPO 法人に十分な配慮を行うこと

(消費税・地方消費税)

- 認定 NPO 法人によるフリースクール等も非課税取引とするなどの対象拡充を行う
- 「特定収入に係る仕入税額控除の特例」で、適用免除条件（免税事業者・簡易課税適用・特定収入割合が 5 % 以下）について、特定収入割合を 50 % 以下に緩和する等の改善を行う
- その他、増税に際しては NPO 法人への適切な対応を行う

【理由】

非営利の社会貢献活動を行うNPO法人であっても、消費税については、企業や個人事業者などと同様に、課税対象取引を行えば納税義務が課せられております。

一方で、NPO法人の受益者は社会的弱者や生活困窮者であることが多く、それらの財やサービスは無償・廉価で提供されております。消費税分を価格に転嫁するのは困難です。また、現状で非課税取引と手当てされている事業の中には、フリースクール等にはその適用がなく、学校法人等だけに認められているものなど、NPO法人が適用対象外となっているものも存在します。

同時に、法人税同様に消費税等の税務申告書やそれに関する添付書類を作成することが、特に小規模のNPO法人にとって、財政面や人的面から大きな負担となっております。とりわけ、寄附金や行政の補助金などの「特定収入」が5%を超えると適用される「特定収入に係る仕入税額控除の特例」は、税理士など専門家も敬遠する程に要件が難解で、複雑な計算が求められております。さらに、本特例により、寄附金を集めれば集める程、特定収入の割合が増加し、消費税の納税額が大きくなるという問題も発生しております。

第180回通常国会にて、消費税増税法案が審議されているところではありますが、地域で助け合い・支え合いの社会貢献活動に取り組んでいるNPO法人の活動促進のために、ぜひ、上記項目の実現をお願いいたします。

※「非課税取引」と「特定収入に係る仕入税額控除の特例」については末尾参考資料もご参照ください。

7. 「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

(法人税)

- 寄附された不用品のチャリティバザー、寄付された書き損じ年賀はがきや未使用切手・商品券等の換金など、実質的に寄附物品の換金とみなせるもので、特定非営利活動に使用した場合は、回数・日数に関わらず収益事業に該当しないものとする
- 税法上の収益事業の定義を厳密にした上で、明確化する

【理由】

現在、NPO法人は税法上の収益事業を行った場合、所得に法人税が課税されます。収益事業は「列挙された34業種に該当し、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されていますが、曖昧で分かりづらい上にNPO法人側に厳しく規定されています。

「地域福祉のため、年6回開催されるチャリティバザー」や「音楽家を招いて開催したチ

「チャリティコンサート」、「海外支援のための書き損じハガキの収集・換金」に課税されているのが現状です。人々の善意を基にして得た活動資金が、税務負担で減少し NPO 法人の資金難に拍車をかけています。ぜひとも、上記項目の実現をお願いいたします。

● その他の寄附税制の拡充等

8. 認定 NPO 法人への不動産等の寄附は、みなし譲渡所得課税を自動的に適用除外とすること

(所得税)

- 認定 NPO 法人も「みなし譲渡所得の非課税」の適用対象であることを明示し、煩雑な手続きなしに自動的に適用されるものとする

【理由】

現在、みなし譲渡所得課税の適用除外は、公益社団・財団法人や特定一般法人（非営利型）は明示的に認められています。認定 NPO 法人は明確ではありません。また、実際の適用には厳しい要件のクリアと煩雑な手続きが必要です。認定 NPO 法人の中には、ナショナルトラスト活動やホームレス・DV 被害者支援施設の設立活動など不動産や建物の寄附が、非常に重要となる団体も多くなっています。少子高齢社会においては、不動産の相続と共に、不動産の寄附も増加が確実です。ぜひ、上記項目の実現をお願いいたします。

9. 寄附した相続財産の特例について、適用取消時の課税先を寄附先法人とすること

(相続税)

- 寄附した相続財産の特例について、適用除外時の相続税課税を寄附先法人へ変更する

【理由】

現在、認定 NPO 法人等に相続財産や遺贈により取得した財産を寄附した場合、寄附した財産について相続税の課税対象外とする優遇税制があります。この寄附促進税制の後押しもあり、徐々に認定 NPO 法人へも数百万～数億円の相続財産の寄附が寄せられ始めております。

一方で、相続税の優遇税制には認定 NPO 法人が認定取消・失効した場合や寄附された財産を 2 年以内に特定非営利活動事業に使用していない際に、適用除外となり特例が取り消される規定があります。適用除外時は、相続財産は寄附されているのにも関わらず、寄附者に多額の相続税が事後的に課せられることとなります。認定 NPO 法人側の責任であるのにも関わらず、寄附者に多額の納税義務が生じることとなり、これでは安心して相続財産の寄附を行うことができません。こうした状況を改善するため、ぜひ上記項目の実現をお願いいたします。

10. 受取利子・配当等の源泉税は、公益社団・財団法人と同様に非課税とすること

(所得税)

- 認定 NPO 法人の受取利子・配当等の源泉所得税は、非課税とする

【理由】

受取利子、配当等の源泉税については、公益社団・財団法人では非課税とされているのに対し、認定 NPO 法人では課税とされています。制度的に不公正な状況を考慮し、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

11. 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）税制の拡充を行うこと

(所得税)

- 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の普及に向けて、現行の金銭だけでなく有価証券や不動産等も対象とするなどの対象拡充を行う
- 公益信託制度を見直し、市民の社会貢献活動を促進できるような実効性のある制度へ改正する

【理由】

今後加速する少子高齢社会では、信託制度を活用した寄附や助成など社会貢献の促進が重要になってきます。新寄附税制にて、特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）を実現していただきましたが、先行している米国と比較して、対象が金銭のみで有価証券や不動産が活用できないなどの課題があります。個人金融資産を、NPOへの助成や寄附といった社会貢献に活用するためにも、ぜひ、上記項目の実現をお願いいたします。

12. 地方税においては、用途により不動産取得税・固定資産税は非課税とすること

(不動産取得税・固定資産税)

- 用途により NPO 法人の不動産取得税・固定資産税は非課税とする

【理由】

現在の地方税法では、公益社団・財団法人や社会福祉法人、一般社団・財団法人などには、不動産の用途に応じて不動産取得税の非課税措置が設けられています。また、固定資産税においても、これら法人には同様の非課税措置が設けられています。しかし、NPO 法人に対しては、公益法人等に認められている両税の非課税措置が、認められておりません。NPO 法人の中には、保健・福祉や社会教育、環境保全など土地・建物の取得が活動発展の鍵となる分野も少なくありません。ぜひ、上記項目の実現をお願いいたします。

【参考】指定寄付金に関する財務省告示

東日本大震災の被災者支援活動を行う認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）が募集する寄附金の指定

平成 24 年 4 月

財務省

寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（平成 23 年 3 月 15 日財務省告示第 84 号）本文第 2 号に基づき、認定特定非営利活動法人等（以下「認定NPO法人等」という。）が自ら行う東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動（以下「被災者支援活動」という。）に特に必要となる費用に充てるため、その認定NPO法人等が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（以下「被災者支援寄附金」という。）については、下表のとおり税制上の優遇措置の対象となります。

個人が寄附した場合	次のいずれかを選択 ①所得控除：寄附金額（総所得金額等の 80%を限度）－2,000 円 ②税額控除：（寄附金額（総所得金額等の 80%を限度）－2,000 円）×4% ※ 所得税額の 25%を限度
法人が寄附した場合	全額損金算入

1. 対象法人

認定NPO法人等（注）のうち、東日本大震災の被災者支援活動を自ら行う法人が対象となります。

- （注）認定NPO法人等とは、特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人（以下「新認定NPO法人」という。）、同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人（以下「仮認定NPO法人」という。）及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）附則第 10 条第 4 項に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下「旧認定NPO法人」という。）をいいます。

2. 対象資金

対象法人が行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるものが対象となります。

- （注）相当（実費相当額以上）の対価（助成金を含む。）を得て行う活動に要する費用又は役員報酬及び従来より経常的に発生している従業員の給与などに充てるものは対象とはなりません。

3. 募集対象金額

対象資金のうち、自己資金、対価又は助成金で賄えない部分が被災者支援寄附金の募集対象となる金額となります。

4. 指定寄附金の確認申請

対象法人が被災者支援寄附金を指定寄附金として募集しようとする場合には、新認定NPO法人及び仮認定NPO法人にあっては所轄庁に、旧認定NPO法人にあっては主たる事務所の所在地の所轄国税局長に確認の申請を行って下さい。

5. 寄附金控除等の対象

所轄庁又は所轄国税局長の確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までに受け入れた被災者支援寄附金が対象となります。

資産の貸付けとは・・・

賃貸借契約、消費貸借契約等により資産を貸し付けることをいいます。これには、資産に係る権利の設定その他のものに資産を使用させる一切の行為が含まれます（消法2②）。

役務の提供とは・・・

サービスを提供することをいいます。

例えば、土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述等をいい、弁護士、公認会計士、税理士、作家、スポーツ選手、映画監督、棋士等によるその専門的知識、技能等に基づく役務の提供がこれに含まれます（消基通5-5-1）。

ロ、課税対象取引である輸入取引とは、保税地域から外国貨物を引き取る取引、つまり物を輸入する取引のことをいいます。輸入取引については、国内取引と異なり、課税対象取引に係る特別の要件等がなく、対価が無償であっても、また事業として行われないものであっても、課税対象取引になります（消基通5-6-2）。

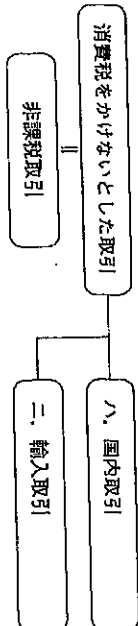
② 法律によって消費税をかけないとした取引（非課税取引）

消費税法上では、①で述べた消費税がかかる取引の中で、消費税そのものの基本的な性格や、社会政策的な理由で消費税をかけないとしている取引があります。

これを非課税取引といいます。本来、4要件を満たす国内取引または輸入取引であれば消費税がかかることを、消費税法という法律をもって、特に消費税をかけないとしたものです。

非課税取引は限定されており、次のようなものがあります（消法6、消別表第1）。

図表8 非課税取引



八、国内取引で非課税とされる取引（消法6①、消別表1）

番号	内容
1	土地の譲渡、貸付など
2	社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡
3	利子、保証料、保険料
4	郵便切手、印刷等の譲渡
5	商品券、ギフトカードなどの譲渡
6	住民税、戸籍抄本等の行政手数料など
7	国際郵便為替、外国為替など
1	社会保険医療など
2	一定の社会福祉事業等
3	一定の学校の授業料、入学検定料
4	第2種社会福祉事業として行われるもの
5	老人福祉法等に基づく在宅サービスの提供
6	医療に関する施設の開設者による助産
7	墓地、埋葬等の役務提供
8	一定の身体障害者物品の譲渡貸付け、保税地域からの引取り
9	学校等への入学金、施設設備費等
10	一定の教科書（輸入取引を含みます。）
11	住宅の貸付け（特定のものを除きます。）

異なるもの
性格上課税対象と

異なるもの
性格上課税対象と

【参考】「非課税取引」について
『NPO法人の消費税（中田ちづ子編著）』より12・13頁を抜粋

3章 特定収入に係る仕入税額控除の特例

③ (1) 特定収入に係る仕入税額を控除する理由

① 特定収入と課税仕入との間に対価性がない。

公益法人等、NPO法人等の公益法人等とみなされる法人、及び、人格のない社団等は市場原理で成り立たない公共性のある事業を行っている場合が多く、通常、税金、補助金、会費、寄付金等の特定収入を恒常的な財源としており、これらの財源によって課税仕入の一部を賄っています。

通常の仕入税額控除が認められているのは、課税仕入に含まれる消費税額が売上のためのコストとしての性質（対価性）をもつからですが、特定収入で課税仕入を行った場合、その課税仕入に対価性はありません。したがって、特定収入によって賄われた課税仕入等税額は通常の課税仕入等税額のように課税売上に含まれる消費税額から控除することはできないこととなります。

② NPO法人等は特定収入による課税仕入の最終消費者。

特定収入によって課税仕入を賄ったとき、NPO法人等は仕入はするがそれに対する売上はないという最終消費者の立場になつてまいります。最終消費者は仕入に関する消費税を最終的に自己負担するため、NPO法人等は特定収入によって賄われた課税仕入等税額を課税標準税額から控除せず、自己負担するのです。

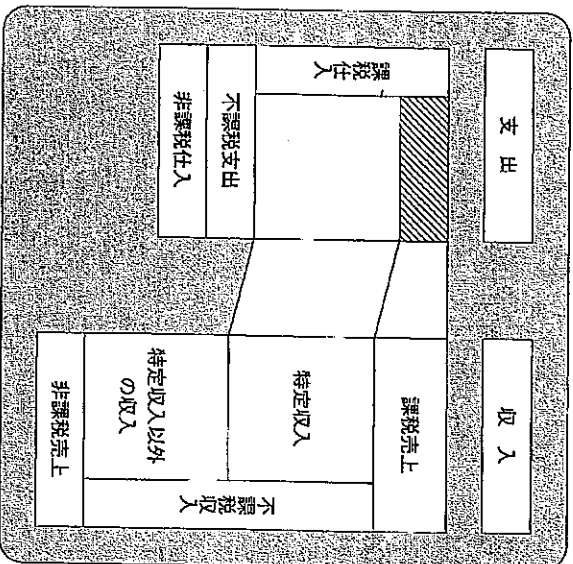
4部 本則課税方式による特定収入のある場合の計算と申告業務

③ 特例を適用しないと消費税が恒常的還付になる場合。

NPO法人等は収入のうち寄附金、会費等の特定収入が占める割合が大きく、相対的に課税売上は少ないのが通常ですが、特定収入で賄われる課税仕入等税額を控除せず、全部の課税仕入についての税額を課税売上から控除して消費税を計算すると仮定すると、課税売上に係る税額に比して、課税仕入全部に係る税額が大きくなり、恒常的に消費税が還付されることになってしまう場合が少なくないと考えられます（図表2参照）。

こうした事態を避けるため、課税売上税額から控除するのは課税売上の対価としての課税仕入税額部分（下図斜線部分）に限るとしたのが仕入税額控除の特例です。

図表2 特定収入のある場合の消費税



3章 特定収入に係る仕入税額控除の特例

【参考】「特定収入に係る仕入税額控除の特例」について『NPO法人の消費税（中田ちず子編著）』より138頁～150頁を抜粋

≡ (2) 特定収入に係る仕入税額控除の特例を適用しない場合 ≡

以下3つの場合には、特定収入に係る仕入税額控除の特例を適用しません(消法60③, 消令75③)。

- イ. 免税事業者の場合
- ロ. 簡易課税制度を適用する場合
- ハ. 特定収入割合が5%以下である場合

特定収入割合は以下の算式で計算されます。

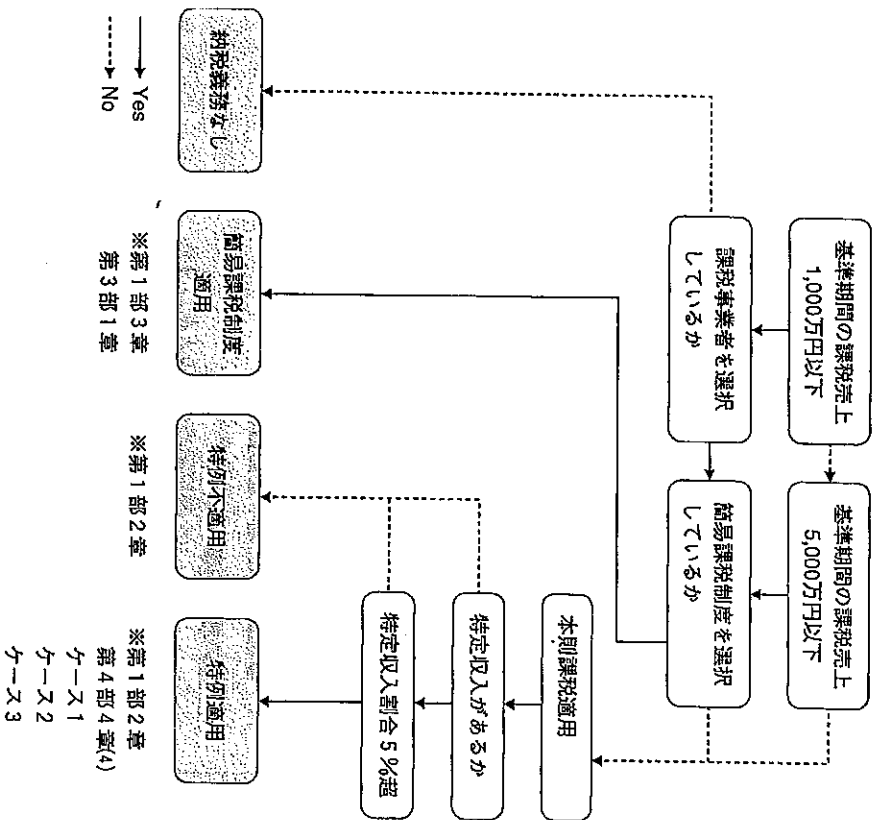
$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入額}}{\text{取扱課税売上高} + \text{非課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{特定収入額}}$$

≡ (3) 特定収入に係る仕入税額控除の特例適用の判定 ≡

上記の特定収入割合基準, 事業者免税点制度・簡易課税制度の適用上限及び新設法人の特例を考え合わせると, 特定収入に係る仕入税額控除の特例適用の判定は次のように行います。

4部 本則課税方式による特定収入のある場合の計算と申告実務

図表 3 特定収入に係る仕入税額控除の特例適用の判定



3章 特定収入に係る仕入税額控除の特例

4章 特定収入割合が5%超の場合の特例計算

③ (1) 特定収入割合が5%超の場合の消費税額の計算

特定収入がある場合に、特例適用前の課税仕入等税額から特定収入に係る課税仕入等税額を差し引きますが、控除しきれない金額が生じるとき（通常の課税仕入等税額－特定収入に係る課税仕入等税額がマイナスの場合）は、そのマイナス金額を課税資産の譲渡等に係る消費税とみなして課税標準額に対する消費税額に加算します（消法60⑤）。

$$\text{消費税額} = A - B$$

- A 課税標準額に対する消費税額
- B 仕入控除税額 = a - b
 - a 特例適用前課税仕入等税額
 - b 特定収入に係る課税仕入等税額

(2) 課税売上割合と特例計算

① 「課税売上割合」とはその課税期間において以下の算式で求めた割合をいいます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{税抜課税売上高} + \text{免税売上高}}{\text{税抜課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

4部 本則課税方式による特定収入のある場合の計算と申告業務

課税売上割合の計算において、有価証券、登録社債等（現先取引を除く）の譲渡があった場合、分母の非課税売上高は売却収入の5%相当額とすることに特に留意します（消令48⑤）。

② 課税売上割合は前述(1) aの特例適用前課税仕入等税額（通常の課税仕入等税額）の計算において、その値が95%以上であるか、95%未満であるかで全額控除か一部のみ控除かの違いがあります。一部のみ控除の場合は、個別対応方式と一括比例配分方式と2つの方式の選択適用となります。（第1部第2章(1)(2)参照）

前述(1) bの特定収入に係る課税仕入等税額においても同様に、課税売上割合が95%以上のときは全額控除方式、95%未満のときは、個別対応方式と一括比例配分方式との選択適用になります。

③ NPO法人は、非課税売上に該当する取引を主たる活動として行う場合、又は土地の売却があった場合を除いて、課税売上割合は95%以上となるのが一般的であると思われます。

NPO法人の主な非課税売上

土地の売却収入
社債・株式売却収入
介護保険サービス収入
社会福祉事業収入
身体障害者用物品の譲渡、貸付収入
住宅の貸付収入

具体的な勘定科目ごとの課否の判定については、巻末資料2を参照してください。

4章 特定収入割合が5%超の場合の特例計算

三 (3) 特定収入に係る課税仕入等税額の計算 三

ケース1

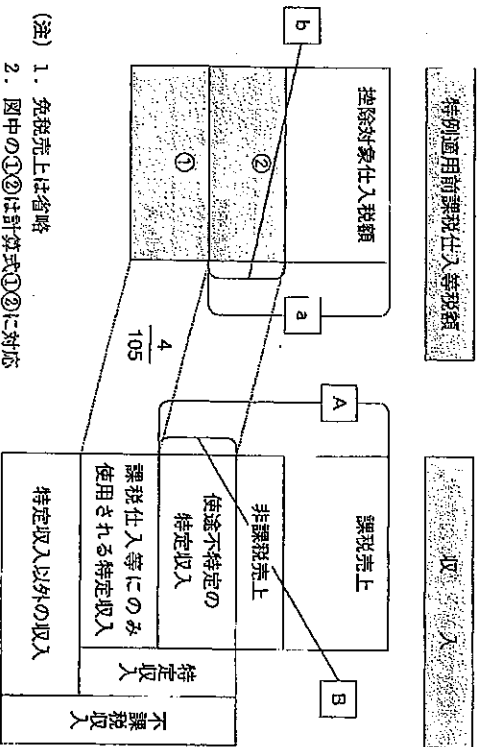
課税売上割合が95%以上（全額控除）の場合（消令75①-1）

計算式

$$b \text{ 特定収入に係る課税仕入等税額} = ① + ②$$

- ① 課税仕入等のみ使用される特定収入 $\times \frac{4}{105}$
- ② (特別適用前課税仕入等税額 - ①の金額) \times 調整割合

図表4 全額控除方式による特別計算



- (注) 1. 免税売上は省略
- 2. 図中の①②は計算式①②に対応

4部 本別課税方式による特定収入のある場合の計算と申告実務

計算式①

「課税仕入等のみ使用される特定収入」とは、特定収入のうち、法令又は交付要綱等により課税仕入等に充当されたことが明らかなるものをいいます（消令75①六イ）。つまり「課税仕入等のみ使用される特定収入」は、結果として課税仕入等に充当されたことが明らかなるものをいうのでなく、予め法令又は交付要綱等において課税仕入等に充当する旨の指示があるものをいいます。

したがって、NPO法人の特定収入として最も一般的に考えられる寄附金、会費収入等は、課税仕入等に充当する旨の指示がないのが通常ですから、「課税仕入等のみ使用される特定収入」とはならず、使途不特定の特定収入に該当します。「使途不特定の特定収入」とは課税仕入等のみ使用された特定収入以外の特定収入をいいます。

NPO法人における、「課税仕入等のみ使用される特定収入」は自治体等から補助金を得て、その交付要綱等に課税仕入等に使用するための補助金であることが明記されているものがこれに該当します。

課税仕入等のみ使用される特定収入は課税仕入に充てられているので、その4/105は特別適用前課税仕入等税額に含まれていますが、特定収入によって賄われたものであるから、課税仕入税額から控除しなければなりません。

計算式②

特別適用前課税仕入等税額から①の課税仕入税額を差し引くと、図表4の**a**となります。この中には、使途不特定の特定収入によって賄われた課税仕入等税額が含まれていますが、特定できないので、消費税法は上記図表の**B/A**の割合を**a**に乗じて**b**を求めることとしていきます。この**B/A**の割合を調整割合といたします。

「調整割合」とはその課税期間において以下の算式で求めた割合をいいます（消令75①-1ロ）。

4章 特定収入割合が5%超の場合の特別計算

$$\text{調整割合} \frac{B}{A} = \frac{\text{使途不特定の特定収入}}{\text{税抜課税売上高} + \text{非課税売上高} + \text{免課税売上高} + \text{使途不特定の特定収入}}$$

特別適用前課税仕入税額から①と②を差し引いた額が控除対象仕入税額となります。

課税売上割合が95%以上（全額控除）の場合の具体的計算

表1の収支計算書を前提として、表2から表6まで順次計算し、消費税納付額を求め、消費税及び地方消費税の確定申告書及び付表2を作成します。

表1 収支計算書

収入の部	科目	税込金額(円)	内容	分類
	受託事業収入	63,000,000	受託事業の課税売上	課税売上
	雑収入	1,050,000	研修会開催収入	課税売上
	課税売上合計	64,050,000	A	
	預金利息収入	100,000	銀行預金利息	非課税売上
	介護サービス収入	0		非課税売上
	非課税売上合計	100,000	B	
	補助金収入	3,150,000	受託事業に使用する設備購入のために交付された補助金	課税仕入等のみ使用される特定収入
	課税仕入等のみ使用される特定収入合計	3,150,000	C	
	会費収入	4,000,000	経常的経費充当する会員からの会費	使途不特定の特定収入
	寄附金収入	30,000	使途の定めない寄附金	使途不特定の特定収入
	補助金収入	6,000,000	受託事業費に充当するために交付されたが、使途が明確でない補助金	使途不特定の特定収入
	使途不特定の特定収入合計	10,030,000	D	
	特定収入合計	13,180,000	E	
	借入金収入	5,000,000	銀行借入金収入	特定収入以外の収入
	補助金収入	1,000,000	受託事業人件費に充当するため交付された補助金	特定収入以外の収入
	特定収入以外の収入合計	6,000,000	F	

支出の部

科目	税込金額(円)	内容	分類
管理費	21,000,000	管理費支出(全額課税仕入とする)	課税仕入
事業費	25,200,000	受託事業費用(人件費除く)	課税仕入
事業費	3,150,000	受託事業費用(固定資産取得支出)	課税仕入
課税仕入額合計	49,350,000	G	
事業費	1,000,000	受託事業費用(人件費)	
不課税支出額合計	1,000,000	H	

4部 本則課税方式による特定収入のある場合の計算と申告業務

4章 特定収入割合が5%超の場合の特別計算

課税売上割合

表2 課税売上割合の計算

項 目	No.	金額(円)	照 合	計算式	申告書付表2
課税売上額(別法)	①	64,050,000	表1のA		
課税売上額(別扱)	②	61,000,000		①×100/105	付表2①
免税売上額	③	0			付表2②
課税資産の譲渡等の対価の額	④	61,000,000		②+③	付表2④
非課税売上高	⑤	100,000	表1のB		付表2⑤
資産の譲渡等の対価の額	⑥	61,100,000		④+⑤	付表2⑦
課税売上割合	⑦	99.8%		④/⑥	付表2④、⑦

(課税売上割合については原則として端数処理を行いませんが、切捨ても認められます。)
本問では、%表示で小数点以下第2位を切り捨てます。

特定収入割合

表3 特定収入割合の計算

項 目	No.	金額(円)	照 合	計算式
資産の譲渡等の対価の額	①	61,100,000	表2の⑥	
特定収入合計	②	13,180,000	表1のE	
合計	③	74,280,000		①+②
特定収入割合	④	17.75%		②/③

(特定収入割合は原則端数処理しません。小数点第4位以下の端数を切り上げること
認められます) 本問では、小数点第4位以下の端数を切り上げます (%表示で小数点以
下第3位を切り上げます)。

仕入税額控除(調整前)

表4 特別計算適用前仕入税額控除の計算

課税売上割合が95%以上の場合=全額控除

項 目	No.	金額(円)	照 合	計算式	申告書付表2
課税仕入額合計	①	49,350,000	表1のG		付表2⑧
課税仕入に係る消費税	②	1,880,000		①×4/105	付表2⑨②

4部 本則課税方式による特定収入のある場合の計算と申告実務

仕入税額控除(調整後)

表5 控除対象消費税の計算

項 目	No.	金額(円)
特別計算適用前仕入控除税額	①	1,880,000
課税仕入等へのみ使用される特定収入	②	3,150,000
同上消費税額	③	120,000
差引	④	1,760,000
資産の譲渡等の対価の額	⑤	61,100,000
使途不特定の特定収入	⑥	10,030,000
調整割合 分母の額	⑦	71,130,000
調整割合(端数処理なし)	⑧	14,1009419373%
消費税調整額	⑨	248,177
特定収入に係る課税仕入等の税額	⑩	368,177
控除対象仕入税額	⑪	1,511,823

消費税納付額

表6 消費税納付額の計算

項 目	No.	金額(円)	照 合	備 考
課税標準額	①	61,000,000	表2の②	1,000円未満切捨て
消費税額	②	2,440,000	①×4%	
控除対象仕入税額	③	1,511,823	表5の⑪	
差引税額	④	928,100	②-③	100円未満切捨て
中間納付税額	⑤	100,000		本問では100,000円とします
納付税額	⑥	828,100	④-⑤	
地方消費税25%	⑦	232,000	④×25%	100円未満切捨て
中間納付額	⑧	25,000		本問では25,000円とします
納付額	⑨	207,000	⑦-⑧	
合計税額	⑩	1,035,100	⑥+⑨	

4章 特定収入割合が5%超の場合の特別計算